

令和新版 誰でも作れる遺言書

遺言

約**40**年ぶりの相続法制見直しに対応！

配偶者居住権の新設・

自筆証書遺言の方式緩和の改正に対応！

付録付

遺言書サンプル

遺言書封筒 3通

遺言書用便箋 5枚

財産リスト 3枚

新・遺言制度コラム 1 法務局による遺言書保管制度

今回の民法改正とあわせて新たな遺言書の制度が創設されました。

遺言書保管法と呼ばれる法律で、令和2年7月10日に施行されます。この制度は、法務省令で定められた所定の様式で自筆の遺言書を作成し、一定の手数料を納めて法務局に遺言書の保管の申請をするというものです。

遺言書が法務局に保管されるので、紛失の恐れはなくなります。

遺言者が亡くなった後は、相続人が法務局に一定の手数料を納めて遺言書の保管の有無の確認の申請をすることになりますが、自筆証書遺言に必要な家庭裁判所での検認は不要とされています。

自分で遺言書を書いたがその保管に不安がある人や、相続人に遺言書の検認の手間を負わせたくない人にとっては、公正証書の作成よりも手数料が安くできる点でメリットがあるといえます。自筆証書遺言と公正証書遺言の中間的な位置づけとしてニーズがでてきそうな制度です。

ただし、遺言者の死後、自動的に法務局から相続人に遺言書があることが通知されるわけではないので、遺言者は、生前に相続人に法務局に遺言書が保管されていることを知らせておく必要があると考えられ、生前に遺言書の存在を知らせたくない人には向かないかもしれません。

X

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反する遺言

法律で、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とされています。これは遺言にも当てはまり、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする遺言は無効となります。例えば、不倫の関係維持を条件に財産を遺贈する遺言や殺人の報酬として財産を遺贈する遺言などが該当します。

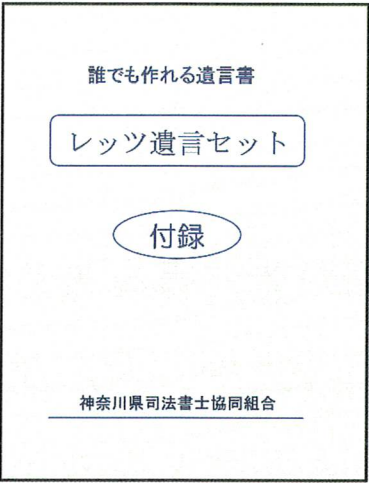
上記のほかにも、遺言者の意思が読み取れない遺言や表現が曖昧で財産が特定できないような遺言なども無効（又は一部無効）な遺言といえます。

X

遺言入門

実際の遺言書を書く前に、まず、
遺言の方式や、どんな場合に遺言が
無効になってしまうかなど、基礎的
なことを知っておきましょう。

遺言は、法律で厳格にルールが定められています。
せっかく書いた遺言書が無効になったり、願いどお
りに実現されなかったりしたら大変です。遺言書を書
く前に、最小限の知識を得ておきましょう。



遺言書用便箋

遺言書用封筒（白色）

封筒にも、作成日付と遺言者の名前を書いておきましょう。

ステップ 5

練習で遺言書を作ってみましょう

- 1 付録の袋の中から白紙の便箋 1 枚と遺言書と書かれている封筒 1 通を取り出して下さい。
- 2 では便箋に簡単な遺言を書いてください。

全文をご自分で書きましたか？

日付も書きましたか？

署名はしましたか？

印鑑は押しましたか？

- 3 完成した遺言書は、遺言書用封筒に入れましょう。
- 4 簡単に開封されないよう封（のりづけ）をして下さい。
- 5 最後に、封筒の裏に作成日付、氏名を書いて、印鑑で封印して下さい。

ここまでは練習です。

※ 練習で作った遺言書は、必ず破棄して下さい。

遺言書を入れる封筒の使い方

付録の封筒は、遺言書を入れるためのものです。

遺言書は封筒に入れなければならないものではありませんが、紛失や変造を防止するため封筒に入れて封印して保管することをお勧めします。

※ 封がされていたら、遺言者以外は、勝手に開封してはいけません。
遺言者の死後、家庭裁判所で開封します。（詳しくは 21 頁の「自筆証書遺言の検認」をご覧ください。）

遺言書の保管

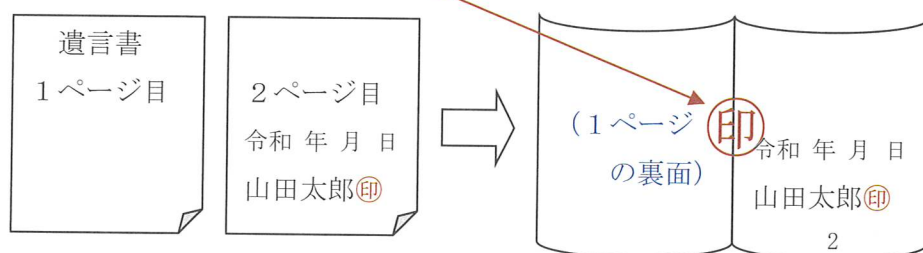
書いた遺言書は、紛失したり、盗まれたりしないように、適切な場所に保管して下さい。ただし、遺言書がどこにあるのか誰にも分からないのでは遺言書も効果を発揮できません。信頼のおける人に保管場所を知らせておくか、預けておくともよいかもしれません。

ステップ 4

ちょっとした注意点

遺言が便箋2枚以上になったら

遺言書が便箋2枚以上になったら、便箋をホッチキスでとめて、便箋と便箋の間に割印を押しておきましょう。



更に1ページ目、2ページ目と文書の順番が分かるように、便箋下部にページ番号を書いておくとなおよいでしょう。

遺言書を訂正加筆したいとき

新しく書き直した方が安全・確実です。

自筆証書遺言の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力がないとされています。このルールに従わないと、その遺言は加除・変更がなかったものと取り扱われます。それだけではなく、作成日付などの重要部分を誤った方法で修正すると、遺言全体が無効と解釈されることがあります。加除・修正が必要な遺言書は、新しく書き直した方が安全・確実です。

簡単な遺言書の例

一番簡単な遺言書の例です。

遺言書

全ての遺産は、妻山田花子に相続させる。

※ 「妻」だけでも特定できますが、この例文のように
妻の名前も書くのがよいでしょう。

令和2年4月1日

※ 日付は和暦でも西暦でもどちらでも構いません。
ただし、日にちまで必ず書かなければいけません。

横浜市中区吉浜町1番地

※ ルールでは住所を書く必要はありませんが、どこの誰が書いたか
他の人にも分かるように住所も書きましょう。

山田太郎 印

※ 通称名やペンネームは好ましくありません。戸籍に記載され
ている名前を正確に書きましょう。

※ 印鑑は認印でもよいのですが、本人が書いたことの証しという意味
で、なるべく実印を押すのがよいと思います。

ステップ 3

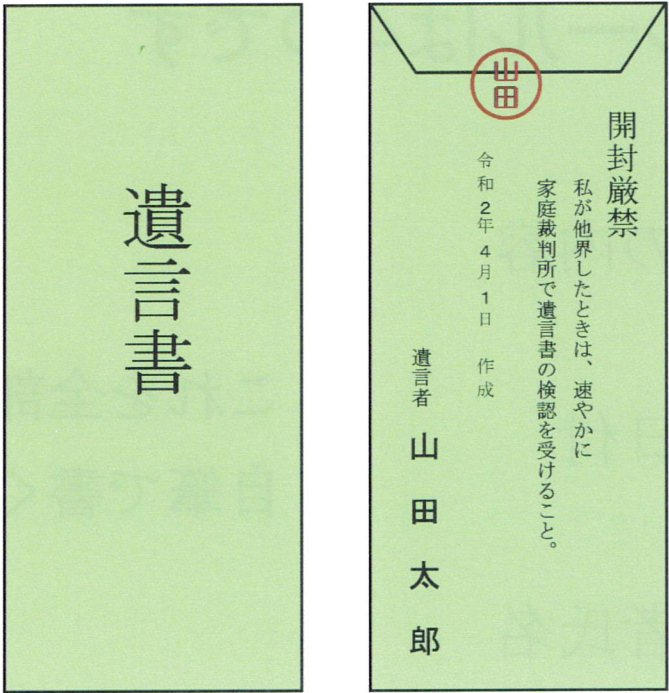
自筆で遺言を書くときの ルールは4つです

- (1) 本文の内容
 - (2) 作成日付
 - (3) 作成者氏名
- これを全部
自筆で書く
- (4) 作成者の印鑑を自分で押す

ルールはこれだけです。

次頁の遺言書例はこの4つのルールを守って書かれています。ただし、この例のようにワープロで書いてはいけません。全て自筆で書いてください。

遺言書封筒（黄緑色）



表

裏

※ これはサンプルなので開封していただきますが、本物の遺言書は遺言者本人以外、たとえ相続人であっても決して開封してはいけません。

※ 家庭裁判所外で開封した人は、5万円以下の過料に処せられることがあります。

遺言書を書くのは簡単ですが、最低限のルールがあります。
次のステップで確認してください。

ステップ 2

遺言書を見てみましょう

- 1 さっそく付録の袋のなかの黄緑色の遺言書封筒を手にとってご覧下さい

- 2 封筒の表も裏もよく見て下さい

表に遺言書と印刷されています。

裏面に封印が押してありますね。

- 3 開封してみましょう

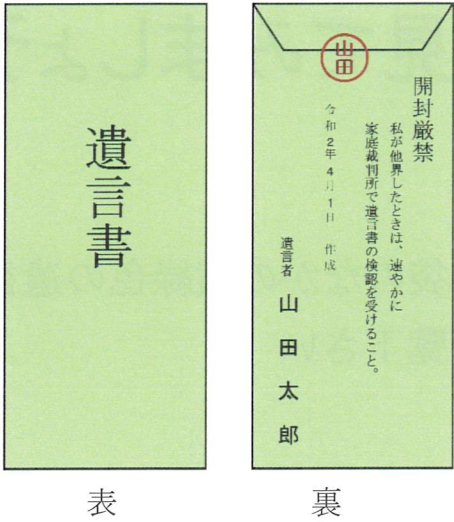
封筒に遺言書が入っていますから開封してみましょう。もちろん、参考例ですからこの遺言書は本物ではありません。

- 4 どうですか

意外と簡単なものであることがお分かりでしょう。

このような簡単なものでも、もしも遺言書を書いてなかったら、残された人が大変な苦勞をすることがあります。

遺言書封筒（黄緑色） 1 通

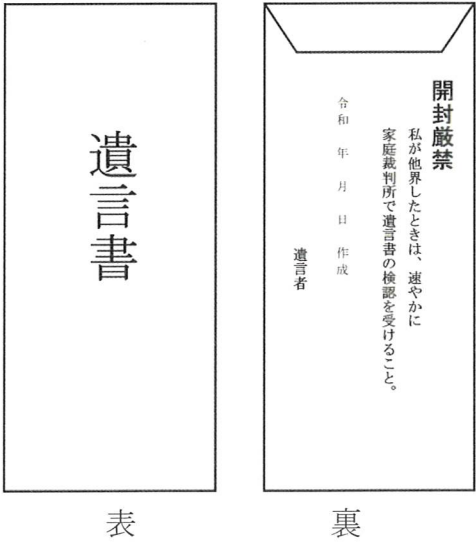


財産リスト 3 枚

財産リスト	
不動産 不動産の所有権を有するもの（土地・建物とその権利） 	不動産の所在地、権利の種類、面積、用途、所有権の取得年月日、登記簿の番地、所有権の取得方法（贈与、相続、売買等） 記述欄
動産 動産の所有権を有するもの（金銭、有価証券、貴金属、美術品等） 	動産の種類、数量、価値、所有権の取得年月日、所有権の取得方法（贈与、相続、売買等） 記述欄
その他の財産 その他の財産（債権、債務、知的財産権等） 	その他の財産の種類、内容、権利の種類、所有権の取得年月日、所有権の取得方法（贈与、相続、売買等） 記述欄

この遺言書封筒の中に遺言書の
サンプルが入っています。

遺言書用封筒（白色） 3 通



遺言書用便箋 5 枚
